

博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

工藤 浩 「氏族伝承と律令祭儀の文学的研究」

審査要旨

本論文は、日本古代の氏族伝承と律令祭儀について、文学研究の立場に軸足を置いて検討し、その本質を説いた論である。各氏族の伝承が本来如何なる意味を持ち、それが古事記・日本書紀のおおのの神話・伝説・系譜等でのどのように表現され、意味付けられ、さらに律令祭儀の形成過程において、古事記や日本書紀がいかにより評価されながら利用されていったのかを、古事記、日本書紀、先代旧事本紀、住吉大社神代記、古語拾遺、新撰亀相記などの諸文献の精緻な分析と伝承の丁寧な文脈理解を通して解明してゆく。氏族の歴史と存在意義を言葉で表現したのが文学としての氏族伝承であるが、その伝承の力が記・紀を経て権威化され、律令祭儀などの新しい時代の歴史に大きく影響したという。

本論が扱う氏族伝承は、津守・物部・ト部・忌部・高橋・久米のそれで、それに関わりを持つ律令祭儀が、八十嶋祭・鎮魂祭・鎮火祭・大祓・大嘗祭である。以下に、各部の内容を概要をもって説明し、最後にまとめて審査委員会の見解を述べる。

第Ⅰ部「神功皇后伝説の研究」

全4章からなる。第一章「神功皇后伝説の形成と津守氏」では、記紀の当該伝承の形成過程が論じられている。当該伝承は、従来言われているとおり、水辺の母子神信仰を核としながら、そこに住吉神を奉祭する津守氏の始祖伝承の要素が加えられて成り立ったことを、記・紀および住吉大社神代記を資料として証明した。第二章「住吉神の神格」では、住吉神の神格が、住吉大社神代記と、記・紀との間で相違していることを指摘し、その要因をそれぞれの書物の作品としての意図に見出している。第三章「鎮懐石の伝承」では、神功皇后伝承に見られる「鎮懐石伝承」の形成過程に、『淮南子』に見られるような卵生説話の影響があるとし、そこにも外交で活躍した津守氏の関与があると説く。第四章「神功皇后伝説と八十嶋祭」では、天皇の即位儀礼の一環としての八十嶋祭の成立と意義について論じている。従来、八十嶋祭は河内王朝の即位儀礼であり、その祭儀が記紀の神功皇后伝説に反映されていると説明されてきたが、その祭儀実施の記録が嘉祥3年(850)以前に遡り得ないことなどから、従来説を疑問視し、その当時行われていた日本紀講において古事記・日本書紀が再意味化され、新たな天皇神話が作られていく状況において成立した律令祭儀である可能性を説いた。

第Ⅱ部「先代舊事本紀の研究」

全10章からなる。第一章「主題と構想」では、当該書の独自記事の内容から、当該書の編纂者を物部氏、就中石上神宮関係者と特定し、これが氏文であることを確認する。第二章「人代記事・國造本紀の構成」では、当該書が記・紀および『古語拾遺』からの借用記事で成り立っていることを確かめ、その採否基準を明らかにする。第三章～第六章では、最も長大な独自記事であるニギハヤヒ降臨の伝承を扱う。第二章「ニギハヤヒ降臨伝承の形成」では、物部氏が伝えた本来の降臨伝承が、フツノミタマという物部本来の神宝に関わるフツヌシノ神の降臨であり、それが記紀神話の全体の構想によって、形を変えられて記・紀に定着した跡をたどる。第四章「キナベ伝承の発生と展開」では、当該伝承のうちの「天磐船」にまつわる記事が、帰化系の部民であるキナベと物部との関係によって成り立ったものと説く。以上の4章を踏まえて、物部氏の始祖伝承の形成と構造について総括したのが第五章「ニギハヤヒ降臨伝承の方法と意義」である。第六章「石上神宮の呼称」は、神宝フツノミタマ、主祭神フツノミタマの名義の変遷を、物部氏の伝承する鎮魂祭儀との関わりから説いたものである。第七章から第十章は、当該書が記・紀をどのように享受して成り立っているかを、鎮魂祭の起源、ニギハヤヒの後裔記事、スサノヲ後裔記事という具体的な事例によって確かめ、そこに氏姓制度に基づく記紀の系譜記事を、律令制度に見合った形に書き換えていく営みを見出した。

第Ⅲ部「新撰龜相記の研究」

第一章「書誌（一）」では、当該書の成立事情の解明と本文の範囲確定が、第二章「書誌（二）」では諸本の系統研究と本文校定がなされている。卜部氏の手になる本書は、これまで殆ど研究の対象とされてこなかった。従って、この2章の基礎的研究が以下の内容研究の前提として不可欠である。第三章「本文記事の構成」では、日本書紀ではなく、専ら古事記に依拠する本書の特徴を、他の氏文との比較から析出し、新興氏族としての卜部の立場によると結論づけている。第四章「オノゴロ嶋の位置」では記紀に見えるオノゴロ嶋の位置についての記事が、第五章「鎮火祭の起源」、第六章「大祓の起源」、第七章「龜卜の起源」では、それぞれの祭儀の起源説明記事が、主に古事記の神話を再意味化しながら創作された事情を明らかにし、律令祭儀の成立・定位が、それに関わる氏族の立場を反映しながら、記・紀の享受の上になされたことの証左とした。この第Ⅲ部は、「新撰龜相記」に関する初めてのまとまった研究成果であると言える。

第Ⅳ部「記・紀受容の諸相」

第一章「古語拾遺の系譜」では、忌部氏の氏文である当該書の大嘗祭等の起源記事が、本来祭儀とは関わりのない記・紀神話を、祭儀の神話として再意味化して成り立っていることを説く。第二章「高橋氏文の研究」では、内膳職をめぐる安曇氏と対立関係にあった高橋氏が、祭祀職をめぐる中臣氏と対立関係にあった忌部氏の『古語拾遺』の手法にならって作られていることを説く。第三章「久米歌と大嘗祭」では、本来祭儀とは関わりのない記紀歌謡の久米歌が、記紀享受の過程で大嘗祭の祭儀歌謡として意味付けられ、儀式と命運を伴にして盛衰する様相を明らかにしている。

以上のように、本論文は、日本古代の代表的な六氏の氏族伝承を、記・紀神話伝承の資料段階、記・紀という個別の作品の内部における意味、記・紀神話伝承の再意味化による律令祭儀の成立過程と、概ね三つの段階に分けて捉えている。大和国家の制度が、氏姓制から、律令制へと大きく転換する中で、いかに自らの政治的、社会的地位を保ち、また向上させるかという各氏族のそれぞれの時代における思惑と、大和朝廷側の政治理念や政策とが複雑に絡み合いながら、氏族伝承が改変されつつ伝承されていった様相を見届けている。

全体を通して、資料の慎重な価値判断と、その正確な読解、研究史と最新学説の把握の上に立論がなされている。記・紀それぞれに個別な作品世界を認め、それぞれにおける氏族伝承の意味を確認している点、記・紀神話の背景に祭儀があるという従来の説を覆し、記・紀の享受と再意味化の上に律令祭儀が成立したという新見が示されていることなどから、研究史上に新たな一頁を加える秀論であると認められる。以上のことから、審査委員会は全員一致して、博士（文学）の学位を授与するに値する論文と認める。

2006年10月31日

主任審査委員	早稲田大学助教授	博士（文学）早稲田大学	松本 直樹
審査委員	早稲田大学教授	博士（文学）早稲田大学	新川登亀男
	早稲田大学教授		高松 寿夫
	早稲田大学教授	文学博士（早稲田大学）	福島 秋穂
	早稲田大学名誉教授		戸谷 高明